

告 示

埼玉県告示第四百四十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、九郷阿保領用水土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成三十年二月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名	氏 名	住 所
理事	宮 部 尊 太	埼玉県本庄市児玉町児玉二千四百九十三番地一